

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人プシケおおた（以下「法人」という。）の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員をいう。

(役員等の勤務報酬)

第3条 報酬として次のとおり支払うことができる。

- ① 理事長が、法人業務及び施設の運営のための業務に当たった場合は、月額手取り10,000円。
- ② 監事が、定款第18条に基づき監査を実施したときは手取り5,000円。
- ③ 理事長を除く役員等が、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は手取り2,000円。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第4条 役員等が、理事会または評議員会に出席したときは、報酬として手取り2,000円及び交通費実費を支払うことができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員等にはこの規程を適用しない。

付 則

この規程は、平成13年10月1日より施行する。

この規程は、平成14年7月23日より施行する。

但し、平成14年4月1日に遡って適用する。

この規程は、平成19年2月1日より施行する。

この規程は、平成22年8月1日より施行する。

この規程は、平成25年9月25日より施行する。

この規程は、平成27年9月17日より施行する。

この規程は、平成29年6月16日より施行する。